

要約筆記者派遣のご案内

～官公庁・企業及び団体への要約筆記者派遣について～

高知県聴覚障害者情報センターでは、要約筆記者の派遣を行っております。

聴覚障害者の場合、医療・教育・その他の社会生活の様々な場面でコミュニケーション情報保障を必要としています。

団体や組織の中に聴覚障害者の方が所属しておられる場合や、企画された行事に聴覚障害者が参加される場合には、主催者が要約筆記を準備することが基本となり、有償にて派遣致します。

聴覚障害者の社会参加を保護するために、制度の利用にご理解いただき、要約筆記者の派遣が円滑に行えるようにご協力をお願い致します。

1) 派遣・斡旋基準

- ① 委託契約に基づく要約筆記の「無料派遣」は、聴覚障害者個人の生活と権利の保持に関わる依頼範囲とする。
(市町村地域生活支援事業により、聴覚障害者が住まわれる各市町村が負担します)
- ② 官公庁からの依頼に対しては、関係部署において報酬費を予算化していただき、当センターとしては要約筆記者の斡旋のみとする。
- ③ 民間企業の業務に関わる問題での要約筆記者派遣の場合も斡旋とする。
- ④ 公共団体、企業等が主催する集会、参加費を徴収する各種集会、講演会等においてもこの基本方針により斡旋とする。
- ⑤ ここにいう斡旋とは、要約筆記者の確保と配置に対しては当センターが責任を持ち、派遣に伴う必要経費を依頼者に負担して頂くことをいう。
- ⑥ 投機的営利を目的とする事業説明会、思想、信条に関わる説明会等には派遣・斡旋とできません。
- ⑦ 以上、派遣・斡旋はケースにより原則として、高知県登録要約筆記者がこれにあたる。

2) 対象

対象	内容	区別
行政機関 公的機関	官公庁・地域自治体の計画・主催による 各種企画事業に対する派遣	斡旋
企業 民間団体	企業創業記念・業務報告・研修・その他 参加費を徴収する各種団体の集会・大会等	斡旋
聴覚障害者個人	個人の生活・医療・人権・就職等の直結	派遣

及びその団体	した派遣要望及び福祉活動	派遣
--------	--------------	----

3)要約筆記料基準

(1名につき)

時間	金額
2時間まで	5,000円
3時間まで	5,500円
4時間まで	6,000円
5時間まで	6,500円

※ 5時間を越える場合1時間までごとに、500円加算します。

※ 交通費については、事業開催地以外からの派遣者は交通費を実費にてお願いします。
(駐車場代または高速代は、別途請求いたします)

※ 特殊な内容の派遣(例 司法関係等)は、基準外とする。

◆ 講演会、演説会、大会等においては、短時間であっても複数派遣(5名まで)となります。

◆ なお、要約筆記料基準表を基準にしておりますが、ご予算の都合等ありましたら何なりと、お問い合わせ下さい。

高知県聴覚障害者情報センター

〒780-0928

高知市越前町2-4-5 3階

TEL 088-823-5922

FAX 088-822-0750

Email chokaku-joho@kodakasa-h.com

(第1号様式)

要約筆記者派遣申込書

年 月 日

高知県聴覚障害者情報センター 御中

次のとおり要約筆記者の派遣を申し込みします。

申込年月日	年 月 日 ()		
派遣希望者住所			
派遣希望者 又は団体名	連絡先	電話	
		FAX	
要約筆記が 必要な日時	年 月 日 () (AM ・ PM : ~ AM ・ PM :) (時間をはっきり書いて下さい)		
派遣場所			
内 容			
要約筆記の方法	パソコン ・ OHP ・ OHC ・ ノートテイク(手書き・パソコン)		
備 考			

所 長	受 付